

北海道告示第 11572 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 8 年 2 月 16 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 10 月 16 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館昭和タウンプラザ

函館市昭和 1 丁目 401-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 大谷 裕志

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 阿部 直志

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(変更後) セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 大谷 裕志

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
株式会社文教堂	代表取締役 佐藤 協治	神奈川県川崎市高津区久本 3 丁目 1 番 28 号
株式会社三城	代表取締役 澤田 将広	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 4 番 3 号
株式会社ホクレン商事	代表取締役 石崎 裕	札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2-6
ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日 3 丁目 7-35
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1-21
コアファルマ株式会社	代表取締役 水村 弘之	札幌市北区北 32 条西 5 丁目 1 番 23 号 ビアンノース 1 F
株式会社ジーユー	代表取締役 柚木 治	東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 10717 番地 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更事項
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 佐野 貢	群馬県高崎市栄町1番1号	(ア)
株式会社文教堂	代表取締役 佐藤 協治	神奈川県川崎市高津区久本3丁目1番28号	
株式会社パリミキ	代表取締役 垣吉 裕司	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	(イ) (ウ)
株式会社ホクレン商事	代表取締役 河原 伸成	札幌市北区北7条西1丁目2-6	(エ)
ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日3丁目7-35	
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北24条東20丁目1-21	
コアファルマ株式会社	代表取締役 中村 清誉	札幌市北区北32条西5丁目1番23号 ビアンノース1F	(オ)
株式会社ジーユー	代表取締役 黒瀬 友和	山口県山口市佐山10717番地1	(カ) (キ)
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1	

(4) 変更の年月日

- ア 令和7年6月30日
イ (ア)(カ) 令和7年4月1日
(イ)(オ) 令和4年4月1日
(ウ) 令和5年4月1日
(エ) 令和4年6月28日
(キ) 令和2年9月18日

(5) 変更する理由

- ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
イ (ア)(ウ)(エ)(オ)(カ) 代表者変更のため
(イ) 社名変更のため
(キ) 住所変更のため

2 届出年月日

令和7年9月24日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年10月16日(木)から令和8年2月16日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌
年の1月2日及び同月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで